

## 平成 30 年度大磯港指定管理業務事業計画書

### A. 管理に当たっての基本的な考え方について

大磯港は 1964 年（昭和 39 年）に地方港湾の指定を受け、主に建設資材の陸揚げ基地として利用されてきました。また、古くから水産拠点として沿岸漁業が営まれ、漁港エリアの荷さばき地は、魚介類の荷揚げ地（大磯二宮漁業協同組合）になっています。

今後は、「大磯港活性化整備計画」や「大磯町新たな観光の核づくり基本計画」を基に大磯港に「賑わい交流施設」を整備し、人や情報の交流と賑わい創出を図ります。また、大磯港の港としての機能を維持し、景観や周辺環境と調和を保ちながら、関係者の協働によるみなとづくりを推進していきます。

さらに、大磯港は、神奈川県地域防災計画において大規模地震発生時の緊急物資受入港に位置付けられているので、指定管理者としての業務遂行だけではなく、地元自治体として緊急時に適切な対応ができる体制づくりが求められています。

以上の点を踏まえ、大磯港の機能を十分に発揮させサービス向上と適正な管理運営にあたるとともに、大磯港周辺地域の豊かな自然と文化といった地域資源を活かし、地域の活性化を図るための中心的役割を担いながら、災害時には公共の港湾として役割を果たし、また、大磯港を拠点とした地域振興策の展開、さらには生涯学習やNPO法人の活動拠点など、町民や観光客に親しまれる『開かれた港』をキーワードに、大磯港の有効利用を促進しつつ管理してまいります。

## B. 諸規程の整備状況（就業規則、給与規程等）

### 1 個人情報保護について

大磯町では、個人情報の管理を適正に行うため、「大磯町個人情報保護条例」を定めています。

また、「大磯町個人情報保護条例施行規則」には、個人情報の取り扱い、管理その他の個人情報の保護について必要な措置を講ずるため、個人情報管理責任者及び個人情報取扱主任の設置や開示請求に関する規定を定めています。

さらに、この条例は、すべての人が積極的に自己情報に関与することができるように、個人情報を取り扱う特定の業務については、個人情報取扱事務登録簿を備えることを定めており、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、町の機関が保有する自己の個人情報の開示及び訂正を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進を図っています。

大磯港における業務についても個人情報の取り扱いには、「神奈川県個人情報保護条例」、「大磯町個人情報保護条例」を遵守するとともに、適正な個人情報保護の運用に努めていきます。

### 2 会計事務、公金の適正管理について

大磯町では、地方自治法及び地方財政法の規定に基づき、会計事務・公金の管理を適正に行うため、「大磯町予算決算会計規則」において予算・収入・支出などを規定しています。

大磯港の管理に当たってもその内容を遵守し、「神奈川県財務規則」に基づき適正な会計事務処理、公金の管理運用に努めるとともに、会計管理者やその職務を補佐する出納員、現金出納員、現金取扱員により、公金の適正な管理を図っていきます。

予算・決算については、町議会の承認を得た上で執行しており、町の監査委員による例月出納検査・定期監査・決算審査を実施しています。基本協定書第25条の規定する県への納付金については、年度協定書で定める期日までに、着実に支払いを行います。

荷さばき地利用料の納付事務等については、現金出納員の資格のある職員がその任に当り、利用者へ利用料の納付依頼及び利用料の神奈川県への支払いを遅滞なく執り行います。特に年度末については、事務に滞りが無いように細心

の注意を払います。

### 3 施設及び物品の維持管理に関する体制等について

施設管理については、年間事業計画及び収支予算書を作成し、これに従い保守点検ならびに修繕の必要な箇所を把握したうえで、常に安全かつ快適に利用できるよう効率の良い管理と利用者へのサービスの向上を目指し運営していきます。

施設等の維持管理については、職員若しくは嘱託職員等が定期的に巡視し、施設の不具合の有無の確認を行い、不具合を発見した場合には神奈川県に報告及び協議を行うとともに設置業者に依頼し、不具合が大きくなるように速やかに対応します。

また、大磯港の管理に関する協定書に基づき大磯町にて管理施設の修繕等を行う場合は「大磯町契約規則」に基づき手続きを行います。

### C. 業務の執行体制について

行政組織体制は、地方自治法に基づく「大磯町部等設置条例」に定めており、大磯港の業務に関することについては、産業環境部産業観光課みなと推進係で事務を行うことになっています。

大磯港の事業執行については、「大磯町事務分掌等に関する規則」に指定管理についての分掌事務が明記されており、所属長の判断により事務が分担されています。

また、規則の中には必要に応じて分担外の事務を相互に援助し処理することが規定されており、大磯港を管理していく上での懸案事項については、担当だけではなく職員全体で共通認識をもち、検討を重ねながら素早い対応を心がけてまいります。

なお、事案を処理する場合においては「大磯町文書管理規程」に従い、起案、回議を行い責任者の決定を受けます。なお、回議については、「大磯町事務決裁規程」において事務の種類および決裁事項ごとに決裁区分を定めています。

事故防止対策等については、利用者の安全を最優先と考え、気象情報には常に注意を払うとともに、施設内を適時巡視して危険箇所や修繕箇所の把握に努め早急に対処し、立入禁止区域や防護柵等の管理を行い、危険を伴うことが予想される場合には港内放送や掲示板を利用して啓発活動を徹底します。

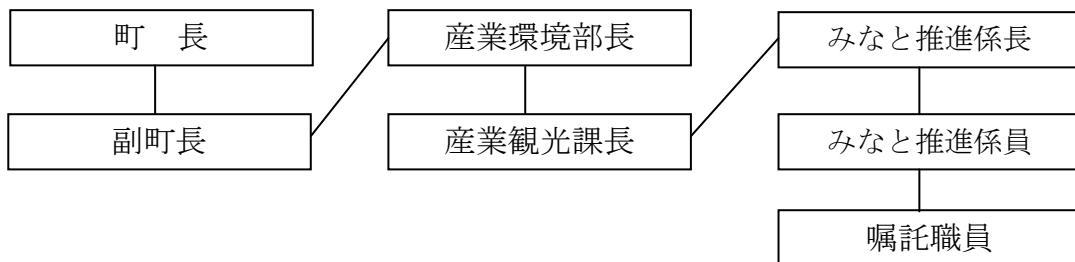
また、事故に備え、職員の救命講習の参加による蘇生技術の習得、町内開業医及び中郡医師会及び近隣市町の病院への協力要請、港湾敷地内に保管されている消防署所管の救難救助艇の活用など、関係機関との連絡体制の整備を図ります。

－ 組織体制案（参考） －

産業観光課みなと推進係

※ 係長 1 名、担当職員 2 名、嘱託職員等 4 名を配置。  
 なお、状況により随時臨時職員等を雇用して対応。

組織図



事務分担表

所 属	事 務 分 担
係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大磯港管理運営の統括に関すること</li> <li>・嘱託職員等の指揮監督に関すること</li> </ul>
係員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の利用に関すること</li> <li>・駐車場料金の納付及び返金に関すること</li> <li>・各種業務委託に関すること</li> <li>・岸壁及び荷さばき地の利用承認申請及び入出港届に関すること</li> <li>・収入証紙に関すること</li> <li>・関係機関との事務連絡</li> </ul>
嘱託職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物収集、分別、計量、記録</li> <li>・港内巡視</li> <li>・草刈り、除草</li> <li>・港内破損箇所補修</li> <li>・施設・設備・用具点検</li> <li>・屋内清掃</li> </ul>

## D. 人員配置計画、職員研修計画について

### 1 人員配置計画

大磯港の機能を効率的に運用できる人員を必要最小限確保します。

また、各種事業の展開が図れる人員を配置し、さらに専門知識や経験を有する幅広い方面から公平中立の立場の嘱託職員を雇用し、業務に対応できるように配置します。

基本的には、係長 1 名、係員 2 名、輪番制による嘱託職員等 4 名により対応し、季節によって嘱託職員等を増員し適切な運用を図ります。

#### － 人員配置表 －

	正職員及び再任用職員	嘱託職員等
平 日 (年末年始を除く)	2～3人	2～3人
土 曜 (年末年始を除く)	1人	2～3人
日曜・祝日	必要により配置	必要により配置

### 2 職員研修計画

港湾管理を主体とした研修会や講習会の開催情報を広く集め、それに職員を出席させることにより最も重要である船舶等に関する専門知識や技術の向上を図ります。

また、県や町が行う各種自治研修を受講し、業務の遂行に必要な知識や技能だけでなく、効率的かつ効果的な行政運営に必要な経営感覚、地域の特性を活かした創造的な政策の企画・立案能力や接遇の改善を図るとともに、消防署が開催する普通救命講習及び任意団体が開催する救命講習等に参加して A E D 使用等に関する技術を習得し、既に取得している内容についても繰り返し参加することにより更なる知識の向上を図り、利用者のより高い安全の確保を目指します。

## E. 利用承認業務の適正な実施について

関係条例、規則、利用上の取り扱い等を遵守します。特に、港湾関係諸法令を熟読することにより、中立性を保ちながら一部の利用者が不利益になることのないよう公正に、また、業務引継時や事業年度更新時においては、特に遅延なく利用承認業務が適正に実施できる体制を整備します。

また、申請者の個人情報については、外部への漏洩等のないよう細心の注意を払い、事務を執行します。

### ー 利用承認（岸壁）の手順 ー

大磯港岸壁の利用にあたり、岸壁利用承認申請書に基づき、岸壁の利用を承認します。

#### 1 申請書の受理

窓口にて岸壁利用承認申請書を提出してもらい、その場で記載漏れや利用金額等に誤りがないか、添付書類に漏れがないか等、細心の注意を払って確認のうえ受理します。

利用金額については事前に申請書に仮記載しておき、受理をした職員が再度料金表を確認します（住所変更等のあった申請は特に注意を払って料金を確認します）。

利用料の納入方法は証紙収納となるのでその旨必要事項を説明します。

#### 2 申請書の回議

受理した申請書はデータとしてまとめ、決裁規定に従い回議を行い、再度内容の確認をします。

#### 3 承認書の交付

産業観光課長の決裁後、町長印を押印し承認書を申請者に交付します。

#### 4 事後処理

岸壁利用承認申請書を整理し、5年間保管します。

## ー 利用承認（荷さばき地等）の手順 ー

大磯港荷さばき地等の利用にあたり、荷さばき地利用承認申請書に基づき、荷さばき地の利用を承認します。

荷さばき地はA～Gバースの7区分に分かれており、利用区分は事実上A～Dバース、Eバース、Fバース、Gバースの4区分となっています。

※A～D、E、Gの各バースは、年間4回・3ヶ月単位で申請を受け付けますが、利用事業者には原則変更はありません。

※Fバースは、「大磯港西荷さばき地Fバース利用申込要領」により、月間2回・年間24回の利用申請を受け付けます。現在は、月を前期と後期に分けて各1業者ずつが利用していますが、利用希望が3者以上の場合は、次により抽選を行います。

- ・月末に複数者で抽選を行い、翌々月の前期と後期の利用を決めます。
- ・抽選は、予備抽選と本抽選の2回行います。
- ・予備抽選は、申請書の提出日が早いものからクジをひき、本抽選の順を決めます。
- ・本抽選は、当選と記入された紙と、はずれの白票とのいずれかを引くことにより決定します。

### 1 申請書の受理

窓口にて荷さばき地利用承認申請書を提出してもらい、その場で記載漏れや利用金額等に誤りがないか、添付書類に漏れがないか等、細心の注意を払って確認のうえ受理します。

利用金額については、受理をした職員が再度料金表を確認し、納付書による徴収となるのでその旨必要事項を説明します。

なお、Fバースは上記記載の「大磯港西荷さばき地Fバース利用申込要領」によります。

### 2 申請書の回議

受理した申請書は注意を払ってデータとしてまとめ、決裁規定に従い回議を行い、再度内容の確認をします。

### 3 承認書の交付

産業観光課長の決裁後、町長印を押印し承認書を申請者に交付します。

### 4 事後処理

申請書等を整理し、5年間保管します。



## F. 維持管理業務について

### 1 清掃等業務実施について

施設利用者や観光客が不快な思いを抱くことのないように、定期清掃や樹木等の管理を行います。なお、清掃後において汚れが生じた際には、その都度清掃を実施し、台風通過後や突然のトラブルにも迅速に対応し、施設を常に清潔に保つよう心掛けます。廃棄物は本町の収集運搬体制を基本に収集されます。

### 2 港内巡視等業務実施について

日常において職員若しくは嘱託職員等が管理区域内を巡回するほか、清掃業務等の実施中においても港内に異常がないか気を配ります。

防犯面では、港湾管理事務所の警備専門業者への管理委託及び駐車場自動料金精算機等の警備委託により、駐車場利用料金及び書類等盗難を防ぎます。

また、地域を所管する地元警察による巡回を要請して、港周辺を含めた安全管理に努めていきます。

その他、台風接近時には、被害を最小限におさえるため、巡視を行い漁船の対応状況等の確認を行います。また、職員の管理事務所への泊まりこみによる港湾内の安全の監視、台風通過時の港内巡視点検、被害状況の確認等を行い、必要に応じて神奈川県に報告を行います。

### 3 保守点検、修繕等業務実施について

施設の利用に支障が生じないように、専門業者へ委託発注して保守点検を実施します。

#### 嘱託職員等の業務内容

勤務時間	業務内容	勤務体制
8 : 3 0 － 1 6 : 3 0	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃棄物収集、分別、記録</li><li>・ 管理区域内巡視</li><li>・ 草刈り、除草</li><li>・ 構内破損箇所補修</li><li>・ 施設・設備・用具点検</li><li>・ 清掃</li></ul>	月曜日～土曜日 2～3名体制 (4名による輪番制を採用)

## G. 駐車場管理業務

駐車場内での事故を未然に防ぐために、必要に応じてカラーコーンの設置等を行い安全管理に努めます。

また、混雑期には通常無人である駐車場内に係員を配置して、空き駐車スペースへの誘導や入場規制などを行いながら混乱を防ぎ、入場の順番待ちをしている車両にリアルタイムの駐車状況を知らせることができる方法を検討し、周辺道路の渋滞を緩和するとともに、近隣住民への騒音やアイドリングによる排気ガスの排出に伴う健康被害の防止や地球温暖化の抑制を図ります。

回収した駐車券につきましては、港湾管理事務所において定期的に整理し1年間保存します。

また、特に誤徴収等の重大な事故があった場合は速やかに神奈川県に報告及び協議を行い、設置業者に依頼し、現状に復するとともに事故の状況・対応について町ホームページ、駐車場への掲出等を行い利用者への周知に努めます。誤徴収に係る駐車券については10年間適切に管理、保存します。

なお、公金である駐車料金の管理については、不備が無いように複数の職員にて審査し、利用料金の回収記録のデータベース化を図り、利用状況などを記録に残します。

## H. 災害等、異常気象時の適切な対応について

大磯港は、神奈川県地域防災計画において海上輸送のための物資受け入れ港及び県内のヘリコプター臨時離着陸場の一つとして指定されており、復興時には重要な拠点となるので、日頃から災害発生に備え、災害発生時には迅速に対応出来るように心掛けます。

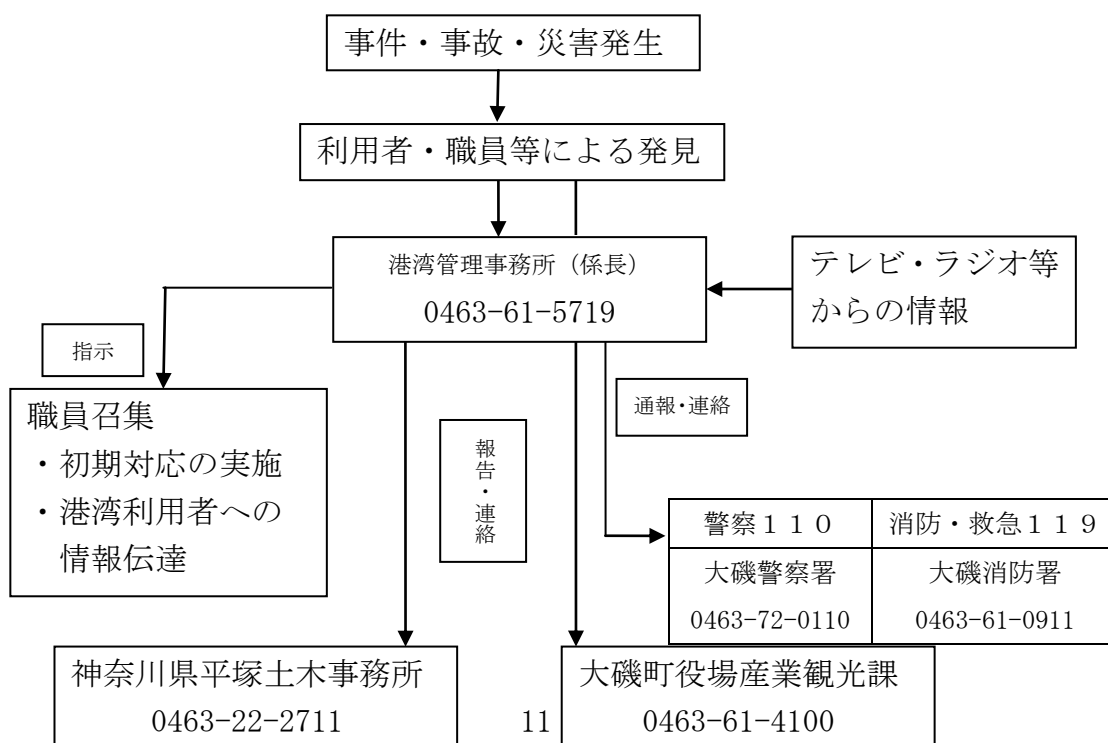
災害発生時には、港等の利用者の安全確保を最重要課題ととらえ、安全な場所への避難誘導を行うとともに、負傷者の早期段階の手当て、救急車両の手配を迅速に行います。この件については一刻を争う事態が想定されることから、一次救命処置が非常に大切な役割を果たすものと考えており、自動体外式除動器（AED）等の救急関連資機材を港湾管理事務所内に設置しています。

荒天時には、災害発生時と同様に利用者の安全確保を第一と考えて、台風や高波・波浪等の各種注意報や警報の気象情報をインターネットやテレビ、ラジオなどのメディアから収集するとともに、消防署や防災対策担当部署からの最新情報の収集にも努め、構内放送にて利用者等へ情報伝達を行います。

消防署所管の港湾内に保管されている海難救助艇により、港湾区域内での海難事故発生時には、早期の対応を消防署に要請します。

職員の配備は、災害発生時の職員行動マニュアルによる職員の自動参集、また荒天時においても、適切な数の職員を配置して現状確認、状況に応じて施設内の巡視強化など行い、必要により24時間の管理体制をとり被害状況の把握及び対応などを行います。

### —災害時の緊急対応—



## I. 漁業者、骨材事業者等、複数の事業者間における利用上の調整

### について

漁業者とは、漁業協同組合事務所の建替えを含む賑わい交流施設の整備について協議を進めています。また、それ以外にも同課の産業振興係が従事者の育成指導、経営の改善指導並びに資金等の利子補助及び相談の窓口となっています。さらに、町主催の事業等地域の振興と活性化に協力してもらうなど、良好な信頼関係を長期に亘り築いています。今後も、大磯港が地域の産業及び観光の拠点となるよう、漁業関係者と利用調整を図り、より良い環境整備に努めます。

また、大磯港は、相模川の砂利採取規制に伴う県下の砂利等骨材の移入基地として昭和 48 年に完成し今日に至っており、骨材事業者の代表者には、現在、町を事務局とした『大磯港みなとまちづくり協議会』の委員として、大磯港の利用上の問題点等を提起していただいたりするなど、町の政策に深く関与していただいています。また、大磯港を利用している骨材事業組合の一つは、その構成員のほとんどが町内業者で占められており、本町の土木建設業の振興発展に多いに寄与しているものと考えています。今後は、骨材事業が担う機能と役割を今まで以上に理解した上で、さらに深い信頼関係を築いていきます。骨材事業施設の機能と役割は、神奈川県全体を視野に入れた骨材等の荷揚げや積みおろしのベース港として重要なものと認識しています。

しかしながら、西岸壁での骨材等の積みおろしによる飛砂防止対策に対する町民や港利用者等からの要望も寄せられていることから、神奈川県とも協力して飛砂防止対策についての対応を進めていきたいと考えています。

また、大磯港は休日のみならず平日にも防波堤に釣り人が集まり、北浜海岸にはサーファーが集まります。複数の利用者が集まる中で、公平中立な管理、利用調整が図れるよう万全な体制を整えます。

## J. 利用促進、広報について

施設利用の促進に関する広報活動については、町が毎月発行する広報や大磯町公式ホームページ及び、町内掲示板等を活用して情報の提供を行います。

臨港道路附属第2駐車場をメイン会場に開催される「なぎさの祭典」や、港湾敷地内で行われる「大磯市」など、大きな集客が見込まれるイベントについては、地元ケーブルテレビやFM放送局、地域に配布される新聞折込み生活情報紙など様々なメディアに取り上げてもらうよう働きかけます。

## K. 利用者意見の把握、モニタリングについて

大磯港には複数の利用者が存在するため、それぞれ対象を定めて利用状況などについての意見を把握していきます。

- 1 港内利用事業者（骨材事業者及び漁業者）は、みなとまちづくり協議会の委員なので会議・打合せ等の際にニーズ・苦情の把握を行うとともに、必要に応じて協議会において議題として取り上げ事案の解決に取り組みます。また、定期的にアンケートを実施し、必要に応じてヒアリングを行い、よりきめ細かいニーズ等の把握に努めます。
- 2 その他港利用者（駐車場利用者や釣り人などの観光・レジャーで港を利用している人）については、港湾管理事務所に備え付けの利用者アンケートやイベント時の利用者アンケートで利用者ニーズ・苦情の把握を行います。また、よりきめ細かい利用者の声を把握していくために、対象者を絞ってアンケートを実施します。
- 3 その他、近隣住民など上記以外の利用者については、電話等での直接の御意見や町主催の卓話集会での発言、町ホームページの平成目安箱などによって利用者のニーズ等の把握を行います。

このようなモニタリングを定期的、継続的に実施することにより、大磯港の管理運営改善へのフィードバックを繰り返し、サービス水準の総合的な向上を図ります。

## L. 独自の発想による事業、提案について

- 1 駐車場に隣接する「ポートハウスてるがさき」の利活用を図るため、平成 29 年 4 月からの指定管理者による管理運営を行っており、港や海を利用者の快適性や利便性向上を図ります。

また、小さな子どもから高齢者までの幅広い層の体験の場として、民間団体や大磯港みなとまちづくり協議会等の協力による「いそっこ海の教室」等を開催します。こうした施策を進めることにより、地域に一層密着した開かれたみなとづくりに努めます。

- 2 大磯町では、平成 24 年度に神奈川県から新たな観光の核づくり構想の認定を受け、町全体で観光推進を図っていくため、大磯町の区域を 3 つの舞台「大磯丘陵（グリーンパーク）」、「マチナカ（邸園文化交流園）」、「こゆるぎの浜（ブルーパーク）」に分け、それぞれの舞台で地域活性に繋がる観光推進に取り組んでいます。大磯港は、「こゆるぎの浜（ブルーパーク）」の中核となる施設であり、当町における観光の一翼を担う場所として位置づけています。そのため、国土交通省の制度である「みなとオアシス」への認定・登録に向け、漁業協同組合事務所の建替えに併せ、休憩・情報提供機能等を含めた賑わい交流施設となるよう整備を進め、更なる大磯港周辺地域の活性化や賑わいの創出の場として、大磯港への来訪者の増加を図ります。

- 3 上記取組みとは別に、大磯港を中心とした町の活性化及び駐車場利用者数の増加を目指して、自主事業を実施します。（別紙「自主事業実施計画」を参照）

## M. 効率的な運営について

大磯町役場本庁舎と大磯港とは徒歩で10分程度の距離にあり、担当所管課のみなと推進係及び観光推進係の人員を大磯港港湾管理事務所に配置することにより、引き続き効率的な事務の運営を図ります。

また、町、県、民間等で構成する大磯港みなとまちづくり協議会において、大磯港が地域に開かれ、町民に親しみを持たれる港となるための効果的な利用方法の検討を行います。



## N. 指定管理附帯事業(神奈川県収入証紙販売事業)について

岸壁利用者の利便性を図るため、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会と委託販売契約を締結し、収入証紙販売を行います。

受領した証紙代は、速やかに一般財団法人神奈川県厚生福利振興会に振込みを行い、前月の販売手数料確認書及び売払状況報告書を一般財団法人神奈川県厚生福利振興会に提出します。

なお、収入証紙販売で得た手数料収入額については、毎月の大磯港管理月報で平塚土木事務所に提出します。